

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会公印規程（昭和63年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた政策企画監及び推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p>

(教育委員会事務局専決規程の一部改正)

第2条 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6)～(12) 略 （各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行（自らの外国旅行を除く。）又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(6) 所属の職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた政策企画監（以下「政策企画監」という。）及び推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6)～(12) 略 （各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自己及び所属の職員の旅行命令（外国旅行に係るものを除く。）並びに所属の職員の時間外勤務の命令に関すること。</p> <p>(5) 所属の職員の外国旅行に係る旅行命令に関すること。</p> <p>(6) 自己及び所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(7) 自己及び所属の職員の週休日の振替及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>(8) 所属の職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(推進監専決事項)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>SAGA部活の推進</u>に関すること。</p>	<p>(政策企画監専決事項)</p> <p>第5条の2 <u>政策企画監は、事務局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務のうち、教育長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(推進監専決事項)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>部活動</u>に関すること。</p>

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第3条 佐賀県教育委員会電子署名規程（平成14年佐賀県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた<u>政策企画監及び推進監</u>並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中教育委員会事務局専決規程第5条の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。